

# 論点整理

平成21年6月2日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

- モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
- 本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

## I. モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証
  - (1)規制根拠・規制内容の検証
  - (2)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方
  - (3)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)
  - (4)接続料算定と規制会計の関係
2. ネットワークインフラの利活用
  - (1)鉄塔等の設備共用ルールについて
  - (2)ローミングの制度化について



## II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTxサービス
  - (1)FTTHサービスの屋内配線
  - (2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)
2. DSLサービス
  - (1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み
  - (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)
3. ネットワークインフラの利活用
  - (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置
  - (2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示



## III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化
  - (1)移動網の通信プラットフォーム機能
  - (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能
2. 紛争処理機能の強化等
  - (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化  
(電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い)
  - (2)当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題



## IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1. 接続料算定上の課題
  - (1)逆ざや問題
  - (2)ビル&キープ方式
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
  - (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点
  - (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項

# **1. モバイル市場の公正競争環境の整備**

## ① 規制根拠・規制内容の検証

## ■ 規制根拠の検証

- 第一種指定電気通信設備制度(以下「一種指定制度」という。)は、「設備のボトルネック性」を規制根拠とする一方、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定制度」という。)は、「電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性」を規制根拠としている【資料1】。二種指定制度創設(01年度)以降の市場環境の変化【資料2・3】を踏まえ、その規制根拠を見直すことが必要と考えられるか。
- これに関し、モバイル市場では、複数の事業者による設備競争が機能していること等から、規制自体が本来不要又は二種指定の基準値(端末シェア25%超)を引き下げるべきでないとの意見が示されているが、この点についてどのように考えるか。
- 他方、規制対象外の事業者の中には約2000万の契約数を有する者も存在すること、第二種指定電気通信設備を設置している事業者(以下「二種指定事業者」という。)に課される規制は何ら特別なものではなく全事業者の遵守が望ましいこと【資料4】、EUでは「着信ボトルネック」の考え方にに基づき全事業者が規制対象とされていること【資料5】等から、我が国でも全携帯電話事業者を二種指定制度の対象とすべきとの意見が示されているが、この点についてどのように考えるか。  
この場合、手法としては、1)規制根拠を見直して「着信ボトルネック」的な考え方を導入、2)規制根拠は維持したまま、二種指定の基準値(端末シェア25%超)を引き下げる等が考えられるが、現時点で直ちにこのような見直しが必要と考えるか。
- また、規制根拠(規制内容)の検証に際しては、IP化・ブロードバンド化等が進展する中で、今後、固定通信と移動通信の融合の急速な進展が想定される点を考慮することが必要となるが、この点をどのように考えるか。固定通信と移動通信の融合等に対応して今後想定されるドミナント規制の包括的な見直しを視野に入れて検証することは必要であるが、直ちに現行の一種指定制度と二種指定制度の枠組みが妥当しなくなるとは考えられないとすれば、基本的には、今回の二種指定制度の検証とドミナント規制の包括的な見直しの議論は分けて行うことが適当と考えられるが、どうか。

## ■ 規制内容の検証

- 一種指定制度では、接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制を採用するとともに、特に接続料については、1)算定対象となる機能(☞アンバンドル制度)、2)算定方法(☞接続料原価の範囲、算定プロセス等)、3)算定結果の検証(☞規制会計)をセットで制度化することにより、第一種指定電気通信設備の利用の公平性、接続料算定の適正性・透明性を確保する仕組みを整備している。他方、二種指定制度では、接続約款の届出制を採用する一方、接続料については、前述の1)～3)の仕組みが整備されていない状況【資料4】にあり、両指定設備制度は、規制内容に差異が存在しているところである。二種指定制度創設以降の市場環境の変化を踏まえ、その規制内容を見直すことが必要と考えられるか。
- これに関し、一種指定制度と二種指定制度では規制根拠が異なるので規制内容の同一化は不要との意見等が示される一方、二種指定制度は、競争促進として十分に機能しているか問題であり、一種指定制度と規制の同水準化が必要との意見等が示されていることも踏まえどのように考えるか。この点、二種指定制度の規制内容を見直す場合も、一種指定制度と規制内容を同一にすること自体を目的とするのではなく、モバイル市場の環境変化を踏まえその市場特性に応じた規制内容への見直しを行うことを目的とするものである点を踏まえることが必要と考えるが、他に留意すべき点はあるか。

## ②標準的接続箇所やアンバンドルの考え方

## ■アンバンドルの仕組みの要否

■二種指定制度では、接続箇所や接続料を設定する機能を届け出る義務が課されているが、「どの箇所」を接続箇所として設定するか、「どの機能」を接続料を設定する機能とするかは、二種指定事業者の自主的な判断に委ねられている。このように、二種指定制度では、標準的接続箇所やアンバンドルの仕組みが整備されていない状況にあるが、アンバンドルに係る紛争事案が現に発生したこと【資料6】に加え、今後通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、ネットワークが有する多様な機能の利用を求める事業者の増加が見込まれること等を踏まえ、アンバンドル等の仕組みの要否についてどのように考えるか。

■この点、機能ごとの特性に分けて考えると、電話のような双方向型通信は、互いに接続料を支払い合ってサービス提供することが基本となるため、指定事業者にも接続料を設定する誘因が働きやすいのに対し、接続事業者が一方的に指定事業者に対して利用を求める機能、例えば、通信プラットフォーム機能などについては、双方向型通信に係る機能に比べると、指定事業者に接続料を設定する誘因が働きにくいと考えられる点【資料7】も踏まえ、どのように考えるか。

■また、事業者からは、以下のような意見が示されていることも踏まえ、現行の事業者間協議での合意形成・事後的な紛争処理での対応についてどのように考えるか。

- ①アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行の仕組みで十分対応可能
- ②アンバンドルが社会において有益でも、通信事業者にとってメリットがないものにはモチベーションが働かないため、事業者間協議を進展させることは困難。また、通信事業者は優越的な地位にあり、利用者に過ぎないコンテンツ配信事業者等が対等な関係で交渉することも困難。事業者間協議が有効に機能する仕組みがないこと等から、消費者が利益を享受できるような環境を実現するためには、一定のアンバンドル規制がないと事業者間協議も機能しない

## ■仮にアンバンドルの仕組みを設ける場合の考え方及び留意点

■一種指定制度では、「過度の経済的負担を与えないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には」、アンバンドルが義務付けられることとなっている。仮に二種指定制度でアンバンドルの仕組みを設ける場合、どのような考え方を採用することが適当か。基本的な方向性として、1)一種指定制度と同様の考え方を採用すべきと考えるか、2)両指定設備制度では、市場環境や規制根拠等が異なることから、二種指定制度では、一種指定制度よりも緩やかな考え方を採用すべきと考えるか。

■この点、事業者間協議による合意形成を尊重しつつ、政策の予見可能性を確保する観点から、例えば、事業者間協議における留意点の整理や、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、まずは「注視すべき機能」に位置付けた上で、その後の状況によってアンバンドル機能に位置付ける等の段階的な対応を行うことなども考えられるが、どうか。

■また、二種指定事業者がアンバンドル機能の提供のためにシステム開発を行ったが、実際に接続する事業者がいらない場合は、コストの回収漏れが発生することになる。他方、接続事業者は、アンバンドル要望後に算定される接続料水準等に基づき接続の最終的判断を行うため、その水準等によっては、接続要望はしたが、実際の接続申込みはしない場合も想定される。これらを踏まえ、アンバンドル協議の円滑な進展を促進しつつ、二種指定事業者のコスト回収漏れのリスクを回避するためには、どのようなことが考えられるか。例えば、アンバンドル機能に指定されても、実際の接続約款の届出・システム開発等は、接続要望を具体的に見極めるために接続申込みを前提とするなどが考えられるが、どうか。

## ③接続料算定の考え方(適正な原価等)

## ■考え方整理の方針と範囲

- 二種指定制度では、接続料算定について、適正な原価に適正な利潤を加えた算定を義務付けているものの、一種指定制度とは異なり、「適正な原価」「適正な利潤」の範囲や算定プロセスなどの具体的内容が定められていない。
- 接続料算定の適正性・透明性向上を図る方向については、関係事業者が概ね賛同していると考えられるため、この方向で考え方を整理していくことによい。また、その場合、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て現在の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採ることが妥当と考えられるが、どうか。
- その上で、接続料算定に関し考え方を整理すべき事項としてはどのようなものが考えられるか。「①接続料原価の算定プロセス」、「②適正原価の範囲」、「③適正利潤の範囲」、「④需要の算定」などが考えられるが、どうか。

## ■「①接続料原価の算定プロセス」

- 二種指定事業者は、大別すると、3つのステップで接続料原価の算定をしていると整理できる【資料8】。すなわち、音声通話で言えば、まず初めに「移動体事業総コストからデータ通信コストを控除して音声通話コストを抽出するステップ」、次に「音声通話コストから契約数連動コストを控除してトラフィック連動コストを抽出するステップ」、最後に「トラフィック連動コストから接続料対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出するステップ」の3ステップである(データ通信で言えば、第二ステップが、「データ通信コストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出するステップ」となる)。
- 二種指定事業者の接続料原価算定プロセスについて、当該3ステップをベースに整理することで基本的に問題ないか。見直すべき点や留意すべき点はあるか。
- 当該3ステップをベースとする場合、Step1における「音声通話コストとデータ通信コストの分計」、Step2における「トラフィック連動コストと契約数連動コストの分計」等に用いる配賦基準が適切に設定されなかったり、「トラフィック連動コスト」「契約数連動コスト」のいずれに該当するかの判断等が適切に行われないと、算定された接続料が適正な水準とは言えなくなる。このため、接続料原価の算定プロセスの整理に当たっては、前述の3ステップに加えて、配賦基準や配賦の階梯についても一定の考え方を整理する必要があると考えられるが、どうか。他に整理すべき事項は考えられるか。

## ■「②適正原価の範囲」

- 現在、二種指定事業者は、「設備コスト」「営業コスト」「共通コスト」の3概念を用いて費用を大別・整理しており、これは、電気通信事業会計の勘定科目で言うと、「設備コスト」には、施設保全費・減価償却費・固定資産除却費・通信設備使用料・試験研究費・租税公課が、「営業コスト」には営業費が、「共通コスト」には共通費・管理費が該当する関係になっている。

**<続き>「②適正原価の範囲」**

- 一種指定制度では、接続料原価は、「設備に係る費用」をベースに算定する考え方を採用している。固定通信と移動通信の間でネットワーク構造は異なるものの、接続料は設備の利用料と捉えれば、**二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが適当と考えられるが、どうか。**
- 上記考え方を採用する場合、営業費の扱いが問題となる。一種指定制度において、固定電話接続料原価に占める営業費の割合が0.05%（07年度接続料）であるのに対し、二種指定制度において、携帯電話接続料原価に占める営業費の割合が数十%を占めているのは、一種指定制度では認められていない通信販売奨励金や広告宣伝費等の接続料原価への算入を行っている【資料9】ことによるものである。**以下の点を踏まえ、現在接続料原価に算入されている通信販売奨励金や広告宣伝費等の営業費を接続料原価の対象外コストとすることについてどのように考えるか。**
  - ① 二種指定事業者からは、通信販売奨励金等の支出により、1) 利用者のトラヒックの維持・増加につながり、接続事業者も、通話先の増加により通話自体が増加し、発信通話料収入の増加が可能となるとともに、トラヒック増に伴い接続料単価が低下するメリットを享受可能、2) ユーザ移行を促進することでネットワークの設備効率向上及び電波の効率的利用が促進される等の理由から、これらの費用は接続料原価に算入されるべきとの意見が示されている。【資料10】
  - ② 他方、営業費を接続料原価と認識し算定に含めること自体が誤りとの意見や、二種指定事業者の接続料原価のみに販売奨励金が算入されている状況について、事業者間の公平性の観点から、固定系と移動系の事業者の接続料原価に算入するコスト範囲は、双方とも接続に関連する費用のみとすることが適当等の意見が示されている。
  - ③ また、EUでは、携帯電話接続料の見直しの議論が行われ、09年5月に最終勧告が公表された【資料11・12】が、その中で、ネットワークの外部性に係るコスト、すなわち利用者のトラヒックの維持・増加等に係るコストには、接続料原価への算入を認めるだけの正当な理由が不十分との見解が欧州委員会から示されている【資料10】。これに先立ち、英国でも、09年1月の競争委員会の決定の中で、ネットワーク外部性追加料金等を接続料に算入するOfcomの決定が誤りと指摘されている【資料13】。
- なお、**仮に通信販売奨励金等の営業費を接続料原価から控除する場合**、現在、当該費用の接続料原価に占める割合が一定程度存在することにかんがみると、**二種指定事業者の経営面に与える影響を踏まえた激変緩和的な措置を講じる必要性も考えられるが、どうか。**
- 上記営業費以外の勘定科目についても、「設備に係る費用」に該当しない費用があれば、それを接続料原価に算入することは適当でないが、「**設備に係る費用**」に**該当する費用を個別に列挙・検証することは、二種指定事業者における実務上の稼働が大きい**と考えられること等から、**例えば、「設備に係る費用」に明らかに該当しない費用を列挙するネガティブリスト方式を採用することも考えられるが、どうか。**その上で、今後必要に応じ、個別の科目について更に検証を深めることでどうか。

**■「③適正利潤の範囲」**

- 二種指定事業者は、適正利潤の構成要素として、「自己資本費用」「他人資本費用」「利益対応税」を採用するとともに、これらの算定方式として、レートベース方式を採用している【資料14】。
- この枠組みは、一種指定事業者と基本的に同じものであることから、**二種指定事業者の適正利潤は、一種指定事業者と同一の範囲・算定方法に整理することで問題ないと考えられるが、どうか。**

## 「④需要の算定」

■音声通話については、年間の総通信時間を需要とし、これで接続料原価を除すことにより接続料を算定している。トラフィックは、自網内呼と相互接続呼に分かれることを踏まえ、総通信時間の算定における以下の扱いについてどのように考えるか。

- ①他網に抜けていく相互接続呼と異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであるため、例えば基地局の利用で言うと、相互接続呼は1回であるのに対して、自網内呼は、2回である。この点を接続料算定上反映するため、自網内呼の通信時間は2倍にして算定すること
- ②ネットワークは、最繁時のトラフィックを考慮して設計する点を踏まえると、単純に自網内呼と相互接続呼の年間の総通信時間を算定するのではなく、最繁時トラフィックにおける自網内呼と相互接続呼の割合をそれぞれの総通信時間に加味して、需要を算定すること

■データ通信については、NTTドコモのみが接続料を設定している。具体的には、当該機能に係る接続料原価について、ネットワークが提供可能な帯域容量に占める接続事業者が利用する帯域分（例えば、1000Gbpsのうち1Gbpsを利用する場合は、接続料原価の1/1000）を接続料として設定する考え方を採用しており、これは、実際にどれくらいネットワークを使っているかではなく、ネットワークをどれくらい使えるかという意味で、アクティビティではなくキャパシティに着目したプライシングを行っているものである。今後、他事業者においても、データ通信の接続料設定が行われることが想定されるが、データ通信の接続料について、このようなキャパシティに着目した帯域幅課金を共通的な算定方法として整理していくことについてどのように考えるか。

## ④接続料算定と規制会計の関係

## ■規制会計の整理・接続料算定根拠の提出

■一種指定制度の接続料算定においては、接続事業者による検証可能性に留意し、接続料算定の透明性を確保する観点から、接続料は、規制会計（電気通信事業会計・接続会計）に基づき算定することとされ、また接続会計から各機能までの算定プロセスも検証可能となるように、接続料の認可申請の際には、網使用料算定根拠が添付されている。このように、一種指定制度では、規制会計と網使用料算定根拠が相まって、接続料算定の透明性を確保する仕組みが整備されている【資料15】が、二種指定制度では、規制会計の整理・網使用料算定根拠の提出のいずれも義務付けられていない状況にある。

■NTTドコモ・KDDIともに、現在、電気通信事業会計は整理しており、これをベースとする分には、過度の規制コストの増大とは考えられない面もある【資料15】が、接続料算定の透明性を確保する観点から、二種指定事業者に規制会計の整理を義務付けることについてどのように考えるか。これに関し、設備競争が機能している移動体では、NTT東西のボトルネック設備のような非効率性が生じる可能性が小さいので、接続会計の整理は不要との意見（KDDI）が示される一方、接続料算定の透明性向上を図る以上は、その算定方法に基づいた算定が行われているかの検証が必要であり、その際は、電気通信事業会計をベースとし、社外への公表に当たっては、重要な経営情報が含まれず必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要（NTTドコモ）等との意見が示されているが、どうか。

■また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは規制コストとの関係でも現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当ではないか。このため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料届出の際に、届け出た接続料の水準や算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることについてどのように考えるか。



## ⑤その他

## ■二種指定事業者以外の携帯事業者の扱い

- 現在、携帯電話事業者は、NTTドコモ、KDDI(子会社の沖縄セルラーを含む)、ソフトバンクモバイル、イー・モバイルの4社が存在しているが、前二社は、二種指定事業者であるのに対し、後二社は、二種指定事業者には該当していない。このため、接続料について、前二社には、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金での設定が義務付けられるのに対して、後二社には、そのような義務付けが課されないといった差異が存在している。
- これに関し、事業者からは、以下のような意見が示されているが、**今回、二種指定事業者の接続料算定の適正化・透明化を行う場合、二種指定事業者以外の携帯事業者の接続料算定について、その扱いはどのように考えるか。**
- ①各携帯事業者が接続に当たり受取・支払を行う接続料水準は、規制対象か否かにかかわらず、相互に適正な水準にあることが前提であり、片務的な関係は公正な競争を阻害。したがって、算定方法の統一化・明確化に当たっては、全携帯電話事業者を対象とすることが必要(NTTドコモ)
  - ②接続ルールの明確化や透明性確保に基本的に賛成。周波数や事業規模の違い等の事業者間の差異が十分考慮された、フェアで透明な接続料算定の在り方についてオープンに議論することが必要。その結果として公正な接続料算定ルールが確立されれば、弊社も関連する情報の開示等、積極的に実施していく所存(ルールに透明感があれば、開示等は自らスムーズに進むものであり、義務や規制の拡大によって強制することは歪みを招く)(ソフトバンクモバイル)

## ① 鉄塔等の設備共用ルール

## ■ 鉄塔等の設備共用ルールの要否

- 移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となる。この点、
- ① 空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔等【資料16】の共用は、効率的なネットワーク構築が可能となるため、事業者のコスト減となり、それが利用者利便の向上につながる可能性はあるが、
  - ② 携帯電話事業は、有限希少な電波の割当を受けて行う事業であることから、原則として、自ら全国ネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられること、
  - ③ 安易に設備共用をルール化した場合、自ら鉄塔等の設備を建設し競争を行っている事業者が不利となり、設備競争の後退につながる懸念が示されていること等から、**鉄塔等の設備共用を義務付けることは適当でないと考えられるが、どうか。**
- **他方**、鉄塔等を設置する物理的空間は限られており、また景観条例等によって複数の鉄塔建設が制限される場合がある中で、自ら鉄塔等を建設しようとしてもできない場合があることも事実である。このような場合は、現在は、事業者間協議を行い必要に応じ共用を行っている状況にあるが、事業者間協議が円滑に行われず鉄塔等の共用ができない場合は、当該エリアでのサービス提供が行えない結果、利用者利益の阻害につながることになる。このため、自らの鉄塔等の建設が困難な場合は、**事業者間協議に基づく自主的な共用という現行の枠組みをベースとしつつ、事業者間協議の一層の円滑化等を図ることにより、共用の促進を図ることが利用者利便の観点から適当と考えられるが、どうか。**
- **自主的な鉄塔等の共用促進を図る場合、具体的にどのような方策が考えられるか。**この場合、例えば、1) 電柱や管路等の線路敷設基盤については、設備利用の円滑化を図る観点から、01年に「公益事業者の電柱・管路ガイドライン」が策定され、また2) 電気通信設備の共用に係る紛争事案は、総務大臣裁定や電気通信事業紛争処理委員会(以下「紛争処理委員会」という。)の紛争処理機能の対象とされていること【資料17】等を参考にすることも考えられるが、他の方策も含め、どのような措置が考えられるか。

## ②ローミングの制度化

- モバイル市場では、周波数の制約により、周波数の割当を受けて参入する事業者(MNO)の数が制限されるため、MVNO(自ら周波数の割当を受けることなく、MNO網を利用してサービスを提供する事業者)によるMNO網の利用の円滑化を図り、その参入促進を図ることによって、サービス競争を促進してきたところである。
- 他方、最近、MNOが、他MNO網を利用して事業展開を行う形態が出現しており、設備競争・サービス競争の観点から、公正競争上の扱いが問題となっている。

## ■移動通信事業者(MNO)による他の移動通信事業者(MNO)のネットワーク利用

- これまで、競争政策においては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「設備競争」と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「サービス競争」の双方が促進されてきた。
  - したがって、移動通信事業者(MNO)による他の移動通信事業者(MNO)のネットワーク利用の問題についても、この**設備競争とサービス競争のバランスを図る観点から、検討することが必要ではないか**。この際、移動通信事業は、有限希少な電波の割当を受けて行う事業であり電波の有効活用が求められること、また基地局を整備すればそのエリア内の個々の利用者向けに物理的な回線の敷設が必要ないため、固定通信に比べるとネットワーク構築(設備競争)が容易と考えられることから、**原則として、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要と考えられる点にも留意することが必要ではないか**。
  - 具体的に検討する場合、MNOによる他MNO網の利用形態としては、**競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)の観点から許容されるような利用形態等と、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重な検討が必要な利用形態等が想定**されるが、**これらの形態については、次のような場合に分けて検討することが必要ではないか**。他の場合分けとして考えられるものはあるか。
    - ①両当事者が合意している場合、合意していない場合
    - ②市場が同一の場合、同一でない場合(市場としては、例えば、携帯電話市場(3G、3.5G、3.9G)、WiMAX・次世代PHS市場、PHS市場の3つが考えられるのではないかと)
    - ③他網の利用を要望する事業者が、当該市場において、新規参入事業者の場合、既存事業者の場合
    - ④他網の利用に一定の合理性を有するやむを得ない理由がある場合、そのような理由がない場合
  - この際、あらゆる形態を網羅的に想定して整理することは困難と考えられるため、許容されるような利用形態等と慎重に検討が必要な利用形態等のそれぞれについて**例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点からも必要と考えられるが、どうか**。
  - 上記①のうち、「**両当事者が合意している場合**」について、②・③・④の場合分け等を踏まえ、
    - 1) **設備競争促進の観点から慎重に検討が必要と考えられる形態はあるか**。両当事者が合意の下で利用する場合に、それを直ちに公正競争上の問題として扱うべき形態が想定されるか。既存事業者が同一市場で他MNO網を利用する場合はどうか。
    - 2) **他方、サービス競争を促進し利用者利便の向上等を図る観点から、許容又は促進すべきような利用形態はどのようなものがあるか**。
- 【参考】両当事者の合意に基づき現在行われている例
- 新規参入事業者が、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他事業者網を利用する形態(市場が同一の場合・同一でない場合)
  - トラフィック急増によりネットワークが逼迫している既存事業者が、新たな周波数の割当やネットワーク増強までの間、同一市場の他事業者網を利用する形態

### ＜続き＞ 移動通信事業者(MNO)による他の移動通信事業者(MNO)のネットワーク利用

■上記①のうち、「**両当事者が合意していない場合**」について、

- 1) MNOによる他MNO網の利用形態については、「A: 接続協定+ローミング協定形態」、「B: 卸電気通信役務形態」、「C: 接続協定形態」の3パターンが考えられる【資料18】が、パターンCで実現可能な場合は、要望されたMNOに接続応諾義務が発生するのに対し、パターンA・Bの場合は、提供の有無自体が相対交渉で決定されるので、提供義務は発生しない。このため、**パターンCで実現可能であるが、電気通信の健全な発達等の観点から、その義務付けは望ましくない利用形態である場合は、「接続の拒否事由」に整理することなどが必要となるのではないか。**他方、**パターンA・Bにおいて許容されるような形態があり、その利用を促進することが適当と考えられるものがあるとしても義務付けはできないため、サービス競争促進の観点から、一定の方向性を整理し自主的な取組を期待することも有用と考えられるが、どうか。**
- 2) 上記1)や②・③・④の場合分け等を踏まえ、**設備競争促進の観点から、義務付けまでは望ましくない又は慎重な検討が必要と考えられる利用形態はあるか。**
- 3) また、**サービス競争促進の観点から、その利用を促進することが適当と考えられる利用形態はあるか。**両当事者が合意している場合に、サービス競争促進の観点から促進すべきと考えられる利用形態は、両当事者が合意をしていない場合にも同様に、その促進を図ることが適当と考えられるか。
- 4) **上記2)・3)に関連して、周波数帯域(800MHz・2GHz)の差を理由として他MNO網の利用を認める(義務付ける)ことは、設備競争促進の観点から望ましくないか。それともサービス競争促進の観点から望ましいと考えられるか。以下の点も踏まえ、どのように考えるか。【資料19】**
  - (a) 2GHz帯に比べて、800MHz帯は、ルーラル地域でのネットワーク整備が安価に可能である点は、800MHz帯の保有事業者も否定していないこと
  - (b) 他方、公正競争環境整備の観点からルール化する場合は、周波数帯域の差が関係事業者間の競争環境に重大な影響を与えており、関係事業者の最近のシェアの変動【資料20】等に照らして、公正競争上の阻害要因となっていると認められることが必要であること
  - (c) また、公正な競争環境下で、事業者間競争を通じて提供されるべき通信サービスと、事業者間競争とは無関係に、生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要であること
- 5) 上記4)(c)に関連して、例えば、携帯事業者Aの電波しか届いていない場所において、携帯事業者Bのユーザの生命・身体等に危険が生じた場合には、当該ユーザが、事業者Aの電波で警察・消防等に緊急通報を行えるようにすることについてどのように考えるか。**事業者間における公正競争確保の観点ではなく、公益的見地から言えば、このような緊急通報に限定したMNOによる他MNO網の利用は望ましいと考えられ、EUにおいても、緊急通報に係るローミングはほとんどの加盟国で実施している状況【資料21】であるが、以下の意見も踏まえ、どう考えるか。**
  - (a) 公益性・緊急性の観点から、設備構築状況の格差が解消されるまでの間、緊急通報に限定してローミングを行うこと自体は否定をし得ないと認識。ただ、法令上緊急機関から発信者に呼び返しができる仕組みが必須、呼び返し呼に係る運用上の対応等の課題があり、実現可能性や有用性について整理が必要(NTTドコモ)
  - (b) 国民的利益の観点から、緊急通報の確保は重要。ただし、現行のシステムで緊急通報呼のみをローミングによって確保することは、設備改修等に多額のコストが予想されるため、技術面、費用面等の多角的な視点で検証を行い、最も国民的利益に適う方法を模索することが適当(KDDI)
  - (c) 公益性・緊急性の高い緊急通報については可能な限り整備されるべきであり、ローミングはその手段として有効(イーモバイル)
  - (d) 緊急通報に限ってローミング対象とするのは不十分。公益性・緊急性の高い家族や知人への安否連絡を含むその他通信も対象とすべき(ソフトバンクモバイル)

## II. 固定ブロードバンド市場の 公正競争環境の整備

## ①FTTHサービスの屋内配線

## ■戸建て向け(屋内配線の法的位置付け)

- 戸建て向けのFTTHサービスの提供に際し、NTT東西の回線を利用する場合、NTT東西局舎から利用者宅近傍の電柱までは、「主端末回線」(シェアアクセス方式の加入光ファイバ)を借り、利用者宅近傍の電柱から利用者宅外壁までは「引込線」(分岐端末回線)を借り、更に利用者宅の外壁から内壁等までの間は「屋内配線」を借りることが必要となる。
- 現在は、利用者宅外壁の内外で回線の法的位置付けを違える取扱いがなされており、「主端末回線」と「分岐端末回線」は管理部門の設備(＝一種指定設備)とされる一方、「屋内配線」は利用部門の設備(≠一種指定設備)とされている。この取扱いは、これまで屋内配線の法的位置付けについて明確な整理が行われてこなかったことに加え、利用者宅の外壁にキャビネットボックスを設置して、引込線と屋内配線を物理的に区別する形態で工事が行われてきたこと等に起因すると考えられるが、最近では、外壁にキャビネットボックスを設置せずに、引込線から「引き通し」形態で屋内配線を敷設する工事形態が出現【資料23】し、屋外の引込線の延長線的に屋内配線が敷設される中で、その法的位置付けが問題となっている。
- この屋内配線の法的位置付けは、屋内配線の工事費・利用料がコストベースとビジネスベースのいずれになるか、また引込線と屋内配線の工事が、1回(管理部門分)と2回(管理部門分と利用部門分)のいずれになるか、更に後述する屋内配線の転用をルールとして定められるか否かに関係することになり、具体的には、**屋内配線が一種指定設備に該当するか否か、あるいは一種指定設備に該当しなくても、一種指定設備との接続を円滑に行うために必要な事項が否かが問題となる。この点について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。**
  - ①NTT東西からは、屋内配線は、1)利用者宅に誰もが自由に設置できる設備であり、2)その設置工事も工事担任者の資格があれば誰でも実施可能。NTT東西も工事会社に委託して実施しており、他事業者も同様に実施可能かつ現に実施している、3)工事現場の施工者の判断によって採否が決まる工法次第で回線の法的位置付けが左右されるべきではないとの意見が示されていること
  - ②他方、「キャビネットボックス設置形態」を含めて、外壁の内外で法的位置付けが異なることには合理性が見いだしにくく、また一種指定設備を定める指定告示の規定では、利用者の設備に接続される伝送路は一種指定設備とされている【資料24】ため、屋内配線も含めて一種指定設備に該当すると考えられること
  - ③更に、現在、コスト削減の観点から「引き通し形態」による屋内配線の設置が進められているが、一種指定設備である引込線と一体となった屋内配線の設置は、引込線を設置しているNTT東西のみが可能であり、誰もが自由に可能とは言えないこと

## ■戸建て向け(屋内配線の転用ルール)

- 加入光ファイバの転用は、①一芯の加入光ファイバ全体(主端末回線+引込線+屋内配線)の転用、②「引込線+屋内配線」の転用、③「屋内配線」の転用の3パターンが考えられるが、①にはOSU共有の問題があり、②には引込線の転用には屋内配線の転用以上の課題(切替ポイントの差異に伴うケーブル長の不足等)があり、まずは屋内配線の転用を整理すべきとの意見が示されていることから、**今回は、③「屋内配線」の転用について、そのルール化の要否を検討することが適当ではないか。【資料25】**

**<続き>戸建て向け(屋内配線の転用ルール)**

- 屋内配線の転用ルールは、屋内配線を誰が支配管理しているか、すなわち屋内配線の「設置」主体の問題と密接に関連する。現在、メタル屋内配線では、売切制が選択可能であり、1)契約時に利用者が売切を希望する場合、2)契約時にレンタルを希望する場合も、その後、利用者がNTT東西から保守を受けない代わりに、利用料を払わないこととするときは、設置主体が利用者に移転するという取扱いが行われているが、光ファイバ屋内配線では、このような取扱いは行われていない。
- このため、FTTHサービスの利用者が、提供事業者を変更する場合に、一の事業者が敷設した屋内配線を転用できないと、既設配線の撤去・新規配線の敷設が必要となる。このことは、利用者負担を生じさせるとともに、既存事業者による顧客のロックイン効果も生じさせることになる。既にNTT東西のFTTHのシェアは、約74%に達しており、引き続き増加傾向にあることを考えると、(屋内配線の法的位置付けと関連するが)**キャリアチェンジに係るボトルネック要因を軽減し、FTTH市場における事業者間競争がより有効に機能する環境を整備する観点から、NTT東西の屋内配線の転用ルールを整備することについてどのように考えるか。**
- ただし**、屋内配線の転用には、例えば、利用者宅外壁へのキャビネットボックスの設置・汎用化、利用者宅内壁への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の利用料や権利の帰属関係など、関係事業者間の協議により定めていくことが適当な事項【資料26】があることから、**屋内配線の転用ルールを整備する場合であっても、まずは転用の際にルールとして定めておくべき事項について関係事業者間で協議し内容を整理することが適当と考えられるが、どうか。**
- また、NTT東西の屋内配線を他事業者が転用する場合だけでなく、他事業者の屋内配線をNTT東西が転用する場合も考えられるが、**他事業者の屋内配線の転用を促進することについてどのように考えるか。例えば、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って、NTT東西の屋内配線の転用を認めるなど、双務的条件を付すことにより、NTT東西以外の他事業者の屋内配線の転用を促進することも考えられるが、どうか。**

**■マンション向け(屋内配線の法的位置付け)**

- マンション向けのFTTHサービスの提供に際し、NTT東西の回線を利用する場合、NTT東西局舎からマンション共用部までは、シングルスター方式の加入光ファイバを借りることになるが、マンション共用部から利用者宅外壁までの屋内配線は、戸建ての場合と異なり、NTT東西から借りる形態が一般的とは言えない。以下のように、**マンションの屋内配線については、戸建ての場合とは異なり、NTT東西の加入光ファイバのシェアと屋内配線のシェアが連動しない面(①・②)がある一方、指定告示との関係(③)や光配線方式の扱い(④)が問題となること等を踏まえ、その法的位置付けについてどのように考えるか。**
- ①戸建ての場合、引込線と屋内配線は基本的に同一の事業者が設置するのに対して、マンションの場合は、加入光ファイバと屋内配線の設置者は同一とは限らず、加入光ファイバをNTT東西が設置しても、屋内配線は、デベロッパーやマンションオーナーが設置する場合など様々であること
- ②また、NTT東西は、従来は、既存のメタル屋内配線を用いたVDSL方式【資料27】でFTTHサービスを提供している場合が多かったため、FTTHの屋内配線と言っても、その素材はメタル回線の場合もあり、その大半はNTT東西ではなく利用者が設置していること
- ③他方、マンション内の屋内配線は、全てをNTT東西が設置するものではないとしても、指定告示に基づけば、NTT東西が設置している屋内配線は、マンションの場合であっても、一種指定設備に該当すると考えられること
- ④また、現在、NTT東西は、光配線方式【資料27】による屋内配線の敷設を推進しており、今後、NTT東西の設置となる屋内配線の増加が想定されること

## ■マンション向け(屋内配線の転用ルール)

■(NTT東西の屋内配線の法的位置付けにもよるが)NTT東西のマンション内屋内配線について、転用ルールの整備は必要か、それとも他事業者も含めた自主的な転用を促進するための取組を行うことが適当と考えるか。以下の点等を踏まえ、どのように考えるか。

- ①前述のように、屋内配線の転用ができないと、利用者負担を生じさせるとともに、既存事業者による顧客のロックイン効果を生じさせることになるが、既設配線の撤去・新規配線の敷設は、マンションの方が戸建てよりも困難であることを考えると、屋内配線転用の必要性・有用性は、マンションの方が高いと考えられること
- ②また、今後、光配線方式が推進される中で、事業者設置のマンション内屋内配線に占めるNTT東西のシェアが高まることも予想されること
- ③他方、1)マンション内の屋内配線は、事業者設置の配線と事業者以外の設置の配線に分かれ、事業者設置の配線もNTT東西、他事業者、CATV事業者などに分かれること、2)NTT東西が従来行ってきたVDSL方式では、大半の屋内配線は利用者が設置していることから、現時点においては、転用の対象と考えられる事業者設置のマンション内屋内配線に占めるNTT東西が占める割合は、加入光ファイバのシェアほどは存在しないと推定されること

■また、戸建ての場合と同様に、屋内配線の転用に際しては、利用者宅内壁への光コンセントの設置・汎用化、屋内配線の利用料や権利の帰属関係など関係事業者間の協議により定めていくことが適当な事項【資料26】があることから、屋内配線の転用ルールの整備又は自主的な転用の促進を行う場合であっても、まずは転用の際にあらかじめ定めておくべき事項について関係事業者間で協議し内容を整理することが適当と考えられるが、どうか。

■また、屋内配線の転用を促進する観点から、例えば、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って、他事業者も屋内配線の転用を認めるなど、双務的条件を付すことにより、できる限り多くの事業者の屋内配線の転用を促進することも考えられるが、どうか。【資料28】



**②ドライカッパのサブアンバンドル**

■FTTRサービスを提供するためには、接続事業者は、メタル回線(ドライカッパ)と光ファイバ回線(ダークファイバ)の二種類のメニューを利用する必要があるが、接続事業者からは、上部区間(NTT東西局舎からき線点付近まで)のメタル回線は、サービス提供上は利用しない【資料29】ので、下部区間(き線点付近から利用者宅まで)に限定したメタル回線メニューの設定(ドライカッパのサブアンバンドル)を求める意見が示されている。

**■上部区間の転用の問題**

■NTT東西からは、下部区間に限定したドライカッパ接続料を設定した場合、当該メタル回線の**上部区間が他に転用できなくなる点が問題として示されているが、この点について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。**

- ①NTT東西からは、上部区間を利用して遠隔保守を実施している以上、上部区間は現に利用されている点に変わりなく、また通常のドライカッパによる利用形態に比べても減価償却費や保守費などのコスト的な差異がないとの意見が示されていること
- ②他方、メタル回線の芯線利用率が減少する中で、接続料原価に算入される未利用芯線の割合・コストが増大しているため、ドライカッパ接続料は上昇傾向にあり、接続事業者からは、ドライカッパ接続料の上昇を抑えるような施策の検討が要請されていること
- ③この点、FTTRは、未利用のメタル回線を利用して提供される場合は、下部区間のコストだけでも、ドライカッパ接続料の原価から控除され、FTTRの接続料原価に算入されることになることから、ドライカッパ接続料の上昇を抑制する効果が期待できること
- ④また、FTTRが、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、割り勘要員を減少させる点においてドライカッパ接続料の上昇を招来する面がある一方、未利用芯線が増加傾向にある中で、上部・下部ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでもFTTRでコスト負担すると捉えれば、ドライカッパ接続料の上昇を抑制する面の両面があると考えられること【資料30】
- ⑤FTTH市場でNTT東西のシェアが高まる状況の中での競争促進手段や過疎地等での超高速ブロードバンドサービス提供手段としての役割も期待し得ること

**■下部区間の保守の問題**

■**下部区間の保守に限定した上部区間の利用について、以下の点を踏まえ、費用負担の在り方をどのように考えるか。**

- ①NTT東西からは、上記①のような意見が示されていること
- ②他方、上部区間を保守に利用すると言っても、それは、接続事業者のサービス提供に支障が生じた場合であって、NTT東西の役務区間の障害等が原因と判断されたときに限り、障害箇所を特定するために一時的に利用されるものだが、ラインシェアリングでは、このような障害箇所特定用の専用メニューが設定されていること
- ③また、ドライカッパ接続料は、故障箇所の特定費用や修理費用が含まれた料金となっているので、下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る故障箇所の特定費用や修理費用を支払っていると考えられること【資料31】

■これに対し、**上部区間を利用せずに下部区間の保守を行う形態を新たに構築することも考えられるが**、NTT東西においては、これまで局舎からの遠隔保守・一元管理で保守等の作業の効率化を図ってきたこと、また当該形態による下部区間の保守には相当のコスト負担が発生する可能性がある点等を踏まえ、**どう考えるか。**

■電話重畳型DSLサービスの契約申込みは、NTT東西の契約約款上、回線名義人本人のみが行うことができることとされている。現在、加入電話の利用者と回線名義人が必ずしも一致しない実態にあるため、申込者が回線名義人本人でない場合、申込者によるNTT東西への確認・再申込み等が必要となる結果、開通の遅延や申込のキャンセル等が発生することが、DSL契約の円滑・迅速な締結の阻害要因と指摘されているところである。

■この点については、以下のような改善策が考えられるところである。

- ①申込者による名義確認等を不要とするための「DSL事業者名の申込みスキームの導入」
- ②開通の遅延等の発生原因となる回線名義人と申込者の不一致を解消するための「回線名義人情報の洗い替え」

### ①電話重畳型DSLサービスの事業者名申込みの扱い

#### ■回線名義人の意思に反する申込みが行われた場合の扱い

■事業者名申込みスキーム【資料32】については、NTT東西と接続事業者の間で協議が行われてきたところであるが、現在、回線名義人の権利保護と当該申込みスキーム実現のためのシステム改修費用の負担方法が問題となっている。

■回線名義人の権利保護については、**回線名義人の意思に反する申込みが行われた場合、当該回線名義人からの依頼に基づくDSL契約の解除についてNTT東西と接続事業者のいずれが行うかなどの運用方法が問題となっているが、この点についてどのように考えるか。**接続事業者からは、DSLサービスの提供事業者はDSL事業者であり、そのあずかり知らぬところで契約解除されることは問題であるため、契約解除の受付等はDSL事業者で行うことを基本とすべきとの意見が示されているが、どうか。

#### ■申込みスキーム実現に係るコスト負担

■申込みスキーム実現に係るコスト負担については、ラインシェアリングの回線管理運営費に算入すること等の適否が問題になっているが、これに関し、事業者からは以下のような意見が示されている。

- ①回線管理運営費に算入すると、当該スキームを利用しない事業者もコスト負担することとなり、受益者負担の原則に反する。
- ②他方、当該スキームを実現すると、回線名義人名の照合作業が不要となる等のコスト減が生じることから、当該スキームを利用しない事業者にもメリットが生じる。

■この点、システム改修により名義確認が不要となることに伴う費用減とシステム改修に伴う費用増の両面が生じること【資料33】を踏まえ、事業者間の負担の公平性を図る観点から、**費用減と費用増が概ね同水準であれば、システム改修費用等を回線管理運営費に算入し、同水準でなければ、当該スキームを利用する事業者と利用しない事業者で回線管理運営費を別メニュー化すること等も考えられるが、どうか。**

## ②回線名義人情報の洗い替え

## ■回線名義人の確認・訂正を効果的に促す仕組み

- 「個人情報保護に関する法律」及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、電気通信事業者は、利用目的の達成に必要な範囲で、契約者情報を最新かつ正確に保つよう努めなければならないこととされている。【資料34】
- この点、NTT東西は、名義人情報の最新化の取組として、07年から、以下の取組を実施している。
  - ①請求書に同封している冊子(ハローインフォメーション)に名義変更の案内を掲載(東西各3回、各2,000万通)
  - ②NTTのホームページのトップやWeb料金明細ページに、名義変更の案内を掲載(07年5月～現在)
- しかし、上記取組は、対象を特定せずに名義変更の案内を周知しているため、その効果は限定的との見方が示されているところである。回線名義人情報の洗い替えを促進するためには、対象を特定した周知方法を採用することが効果的であると考えられるが、どうか。
- この点、接続事業者からは、加入電話の料金請求書に回線名義人名を記載する案が示されているが、NTT東西からは個人情報保護の観点から課題が多いとの意見が示されている。この案についてどのように考えるか。
- また、名義人情報の更新が必要となるのは、回線名義人と請求書送付先が異なる場合であること等から、例えば、以下のような取組を行うことについてどのように考えるか。【資料35】
  - ①回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して請求書送付先に通知(個人情報保護の観点から、名義人の氏名等は記載しない)
  - ②名義変更の案内を回線名義人に直接送付(併せて、回線名義人の氏名等を通知してよいかを確認)
- 回線名義人情報の洗い替えは、NTT東西のみならず、競争事業者も同様の取組が求められると思うが、以下の意見を踏まえ、どのように考えるか。
  - ①最近では、事業者相互間の番号ポータビリティが増加しており、当社が他事業者に接続の申込みを行った際に回線名義人情報が一致せずに、接続に支障が生じるケースが増加しているため、回線名義人情報の洗い替えは、他事業者を含め業界全体として取り組むことが必要(NTT東西)
  - ②回線名義人情報の洗い替えは、他事業者も同様の対応を取ることが基本的に望ましいが、NTT東西以外の事業者は数年前にサービスを開始したばかりで、回線名義人情報更新の必要性が極めて低く、また必ずしもNTT東西と同様の方法でなくても更新可能(ソフトバンク)

## ①中継ダークファイバの空き芯線がない区間のWDM装置の設置

- WDM(波長分割多重:Wavelength Division Multiplexing)とは、異なる波長の光信号を光ファイバに重畳させることにより、1芯の光ファイバにおいて複数の波長による光信号の伝送を可能とするものである。【資料36】
- 接続事業者からは、中継ダークファイバの空き芯線がない区間(Dランク区間)におけるネットワーク整備を図る観点から、WDM装置に関して、以下の二点が要望されているところである。
  - ①WDM装置の既設区間について、その情報開示や空き波長の貸出しルールの整備
  - ②WDM装置の未設区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、WDM装置設置のルール化

## ■WDM装置の既設区間

- WDM装置の既設区間について**、1芯を波長分割した結果として空き波長が生じている場合、以下の点を踏まえ、この**貸出しルールを整備することについてどのように考えるか**。
  - ①NTT東西からは、中継ダークファイバのDランク区間の代替手段の提案要望が僅少であり、更に既設WDM装置の提供に関する接続事業者のニーズも明らかになっていないことを踏まえれば、ルール化は時期尚早との意見が示されていること
  - ②他方、接続事業者からは、現にWDM装置の既設区間の貸出しルールの整備を求める意見が示されており、また接続事業者のニーズがこれまで明らかでなかった点は、WDM装置の既設区間についてこれまで情報開示されていなかった点の考慮が必要であること
  - ③また、WDM装置の既設区間の貸出しは、WDM装置の新設の場合と異なり、新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題は生じないと考えられること
- 仮にWDM装置の既設区間の空き波長について貸出しルールを整備する場合、接続料算定上、3つの問題を整理することが必要となる。【資料37】
- 第一は、接続料の算定上、中継ダークファイバの1芯と波長分割後の1波長を同一の単位として捉えるべきかどうかの問題である。この点については**、以下の点を踏まえると、**両者は、同一の単位として捉えるべきではないと考えられるが、どうか**。
  - ①接続事業者からは、利用者の得られる効果は、エリア展開等の観点から差異はないし、WDM装置を経由するか否かは偶発的に発生するものであることから、両者を同一の単位として捉えることに特段の問題はないとの意見が示される一方、
  - ②NTT東西からは、中継ダークファイバ1芯を利用する場合は、他事業者は自社の利用目的に応じた最適な伝送装置を利用することにより、自由に伝送方式や伝送容量を設定・変更することが可能である一方、波長分割後の1波長を利用する場合は、伝送方式や伝送容量等はNTT東西のWDM装置の仕様によって限定されることとなるため、両者は利便性や効用が異なること
- 第二は、接続料の算定上、WDM装置の費用について、中継ダークファイバの接続料原価に算入するべきかどうかの問題である。この点**、通信速度単位で貸出しを行うWDM装置とメートル単位で貸出しを行う中継ダークファイバでは、貸出し単位が異なり、WDM装置の費用を中継ダークファイバに算入した形での接続料設定は困難と考えられることから、**WDM装置の費用は、中継ダークファイバの接続料原価に算入することは適当ではないと考えられるが、どうか**。また、この場合、WDM装置の種類、容量、空き波長は、区間によって区々であるため、**WDM装置の接続料は、当面は、個々の区間毎に設定することが考えられるが、どうか**。

**<続き> WDM装置の既設区間**

■ **第三は、接続料の算定上、接続事業者は、1芯の中継ダークファイバ・WDM装置の接続料原価のうち、利用波長分相当としてどの割合を負担すべきかという問題である。この点、1)当該区間の「総波長数」に占める利用波長数の割合、2)当該区間の「総利用波長数」に占める利用波長数の割合の二案が考えられる。案2)を取ると、未利用の波長分のコストを接続事業者も負担することになるが、これまでNTT東西は、WDM装置の設置区間においては、未利用の波長分コストを含めて自ら全額負担していたことにかんがみれば、空き波長を利用する接続事業者は、自らの利用波長分に係るコストのみを負担する案1) **とすることも考えられるが、どうか。****

■ WDM装置の既設区間に空き波長が存在している場合でも、現在は、中継ダークファイバとしては空きがない状態(Dランク区間)となるため、接続事業者は、当該空き波長の存在が把握できない状況となっている。このため、貸出しルールを整備する場合、WDM装置の既設区間の情報開示が必要となるが、この点については、以下のように、関係情報の事前開示か、求めに応じた事後的な提供かが問題となっている。

- ①接続事業者からは、WDM装置設置区間、波長の空き情報等について、事前の情報開示が必要との意見が示されている一方、
- ②NTT東西からは、事前の情報開示にはシステム開発が不可欠であり、相当の期間・コストが必要となるため、調査費用や接続料が高額化するおそれがあること、またこれまで代替手段のコンサルティング要望が少なかったことにかんがみれば、個別の調査要望に応じて対応する方が費用も少なく現実的との意見が示されている。

■ 以上を踏まえ、**WDM装置の既設区間の情報開示について、事前開示と事後的な提供のどちらが適当か。**例えば、空き情報の常時把握・事前開示にはコストを要するとしても、WDM装置の設置区間か否かの情報の事前開示にはそれほどコストを要しないと考えられることから、**事前開示に係るコストとの関係で、事前開示が適当な情報と事後的な対応が現実的な情報に整理した上で、可能な限り事前開示を行うことが適当と考えられるが、どうか。**

**■ WDM装置の未設区間**

■ **WDM装置の未設区間について、非ブロードバンド地域における基盤整備等の観点から、Dランク区間を解消するために、WDM装置の設置を義務付けることについて、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。**

- ①接続事業者からは、WDM装置の設置以外に代替手段が存在しない場合、又は他の代替手段がWDM装置の設置と比べてコスト面で現実的でない場合があることを考慮すると、NTT東西に対しWDM装置の設置を義務付けるべきとの意見が示されていること
- ②他方、NTT東西からは、WDM装置の設置義務化は、当社が自ら利用する予定のない設備を新たに設置することを強制するものであり、現行の接続ルールが既存設備の貸出しを前提したものである以上、採用されるべきではないとの意見が示されていること
- ③また、新たな投資負担や既存利用者の収容替えの問題が生じること
- ④他方、③は、WDM装置のコスト負担の問題であり、また既存利用者の収容替えによるサービス断は、従来の工事でも同様に発生していると考えられること

■ また、NTT東西からは、中継ダークファイバ等のインフラ設備を新たに構築・整備することが経済的に見て現実的でなく、他に有効な手段がない場合には、国や自治体等で費用負担することを前提に、WDM装置の設置を検討する考えが示されているが、現在、WDM装置の新設は、Dランク区間での代替手段のコンサルティング対象外となっている。このため、**Dランク区間でのネットワーク構築の可能性を高める観点から、WDM装置の新設も対象とするなど、代替手段のコンサルティングを改善・充実することなどが考えられるが、どうか。**

## 中継ダークファイバに係る経路情報の開示

## ■異経路構成の確認・保証

■中継ダークファイバについては、ネットワークの冗長性を確保し信頼性向上を図ることは、利用者利便の確保の観点から重要であるため、接続事業者から、現在、異経路構成が確保されているかどうかを確認できるようにするため、経路情報等の開示が要望されている。【資料38】

■中継ダークファイバの異経路構成の確認等の手段としては、1)経路情報の事前開示、2)異経路構成の確認、3)異経路構成の保証の3つが考えられる。【資料39】

■まず、「1)経路情報の事前開示」について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- ①接続事業者にとって、ネットワークの異経路構成が事前に確認できるため、サービスの安定的な提供が確保
- ②他方、経路情報のデータベース化に一定のコストが発生するとともに、事前に情報開示をしても、事業者の個別要望に応じた個別調査が必要となる可能性
- ③経路情報を開示することには、セキュリティ上の問題が懸念
- ④また、経路情報を事前に開示しなくても、NTT東西が個別の要望に応じて異経路構成を確認・回答することで足りると考えられること

■次に、「2)異経路構成の確認」について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- ①既に、NTT東西は、他事業者の要望に応じて異経路構成の確認をしており、今後も同様の対応を行う考えを示していること
- ②他方、現在NTT東西が行っている個別調査については、その手続・費用が定められておらず、接続事業者からはルール整備が必要との意見が示されていることを踏まえると、利用の透明性・適正性向上を図ることが求められること

■次に、「3)異経路構成の保証」について、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- ①サービスの安定的な提供を確保するためには、ネットワークの異経路構成を確認するだけでなく継続的に保証することが必要であり、この点、接続事業者からも要望されていること
- ②他方、NTT東西からは、支障移転等により経路が変更され異経路が維持できなくなるおそれがあることから、将来に渡る異経路構成の保証は困難との意見が示されていること
- ③この点、将来に渡る異経路構成の保証は困難だとしても、異経路構成が維持できなく時点は把握できると考えられることから、異経路構成を確認した事業者に対しては、異経路構成が維持できなくなる場合には、その旨を通知する等の対応は可能と考えられること

## その他

■接続事業者からは、**光ファイバ接続料やPSTN接続料に係る問題について**抜本的な検討を行うべき等の意見が示されている。今後、PSTNからIP網への移行やアクセス網の光ファイバ化の一層の進展が想定されるが、PSTN接続料(ドライカットパ接続料等)が上昇している状況や2010年度には現行光ファイバ接続料の算定期間が終了すること等を踏まえ、これらの問題について**今後どのような点に留意して検討を行うことが必要と考えられるか。**

### **III.通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場 への参入促進のための公正競争環境の整備**

## 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化①

### ① 移動網の通信プラットフォーム機能

- モバイル市場では、ネットワークを保有する携帯事業者が、通信サービスの提供だけでなく、認証・課金機能等の通信プラットフォーム機能等の提供を一体的に行う垂直統合型の事業展開が一般的に行われている。
- 近年、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場が拡大する中で【資料40】、携帯事業者の有する通信プラットフォーム機能についてその利用の公平性を図ることや携帯事業者以外の事業者が、通信プラットフォーム機能を提供できるようにその多様性を確保することが、公正競争環境を確保する観点から重要となってきている。

### ■ 検討の視点

- 二種指定事業者に対して、通信プラットフォーム機能の提供を義務付ける場合は、当該機能を提供する設備が二種指定設備に指定されるとともに、当該機能がアンバンドルされることが必要【資料41】となるが、現在、通信プラットフォーム機能を提供するための設備は、二種指定設備に該当しない設備が多いと考えられる。【資料42】
- また、現在、携帯事業者のサイトには、携帯事業者が承認を与えた「公式サイト」とそれ以外の「一般サイト」が存在している。公式サイトの審査基準は、各事業者独自に設定しているが、現在、公式サイトであることと、携帯事業者による通信プラットフォーム機能の提供が基本的に一体のものとして運用されている。【資料43】
- 以上のような状況等を踏まえ、**移動網の通信プラットフォーム機能のオープン化を検討する場合、どのような視点に基づき行うことが適当か。例えば、以下のような視点が考えられるが、他にあるか。**
  - ① 電気通信事業法上は、「通信プラットフォーム」という概念は存在しておらず、通信プラットフォーム事業であっても、二種指定事業者が行う電気通信事業であり公正競争条件を整備する対象という意味では、従来型の通信レイヤーの伝送サービスと変わりはないこと
  - ② これを踏まえ、検討対象となる機能について、当該機能を提供する設備が二種指定設備に該当するか否かを判断するとともに、アンバンドル機能に位置付けるかどうかを判断することが必要となること(☞P4の「標準的接続箇所やアンバンドルの考え方」の整理とも密接に関連)【資料7】
  - ③ この点、通信プラットフォーム機能は、接続事業者が一方向的に利用を求める機能であり、双方向型サービスに係る機能に比べると、二種指定事業者に当該機能をオープン化する誘因が働きにくいと考えられること
  - ④ また、通信プラットフォーム機能の利用の公平性を確保する観点からは、その利用条件が適正であることが必要となるため、現在の公式サイトであることと携帯事業者による機能提供が一体化した運用については、個別の機能ごとにその適否を判断することが必要となること
  - ⑤ 他方、通信プラットフォーム市場は、今後の更なる発展が期待される市場であるため、規制の導入に当たっては、事業者による創意工夫を活かしたサービス展開を阻害しないように、検討対象となる機能ごとに市場の状況や利用動向などの特性に応じ、謙抑的な判断が必要な場合があるとも考えられること

### ■ 検討の対象

- 事業者の意見・要望【資料44】のうち、接続との関連性や検討に係る時間的制約等を考慮し、①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、②大容量コンテンツ



## 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化②

### <続き> 検討の対象

配信機能、③GPS位置情報の継続提供機能、④SMS接続機能、⑤携帯電話のEメール転送機能を検討対象とすることでどうか。

■また、ISP接続機能、レイヤ3接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能については、NTTドコモでは約款化されている一方、KDDIでは約款化されていない状況にある。これらの機能については、現在、KDDIが、関係事業者と協議をしながら対応を検討しているところであることから、その状況を注視しながら必要な対応を行うことが適当と考えるが、どうか。

### ■「①課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」

■課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能(以下「回収代行機能」という。)には、以下の二つの問題が指摘されている。【資料45】

- (1) 携帯事業者の回収代行機能は、公式サイトの事業者は利用できるが、一般サイトの事業者は利用できないこと
- (2) 携帯事業者以外の事業者が回収代行機能を提供する場合に、簡易な決済をするために必要な情報について携帯事業者からの提供が受けられず、また公式サイトの事業者は、携帯事業者の回収代行機能以外は利用を認められないので、回収代行機能の多様化が困難であること

■上記(1)について、携帯事業者の回収代行機能を公式サイト以外の事業者にも開放することについて、以下の点を踏まえ、どのように考えるか。

- 1) 携帯事業者の回収代行機能は、クレジットカード等を必要としない簡易な決済手段であり、当該機能を利用してサービス提供可能か否かは、コンテンツ配信事業者の事業展開上重大な影響を与えられらるること
- 2) この点、NTTドコモからは、携帯事業者の回収代行機能について公式サイトの事業者のみに利用を認めているのは、01年のダイヤルQ2最高裁判決【資料46】を踏まえたものであるとの意見が示されていること
- 3) 他方、これに関しては、ダイヤルQ2事件の当時(91年)とは社会情勢が変わっており、Web上のコンテンツ内容について通信事業者に苦情が寄せられることはないのではないかと意見や、仮に通信事業者に責任が生じて回収漏れのリスクが顕在化しても、債権譲渡を受けない等のリスク軽減の措置を講じておけばよく、公式サイト・一般サイトという二分論で回収代行機能の利用を判断するのは適当ではない等の意見が示されていること
- 4) また、公式サイトの審査基準には、「ビジネスとしての総合的判断」や「広告掲載基準」など、回収代行機能の提供対象を判断する基準とは関係ないものも存在すること

■上記(2)について、携帯事業者以外の回収代行機能を提供する事業者が、利用者に簡易な決済手段(携帯事業者による回収代行の場合と同一の4桁番号)を提供するため、携帯事業者の認証・課金サーバと接続することにより、必要な情報提供を受けられるようにすることについてどのように考えるか。この場合、当該4桁番号を設定した利用者自らが同意することを提供条件とするなど、個人情報保護を図る措置を講じることが必要と考えられるが、他に留意すべき点はあるか。

■また、公式サイトの事業者に対する利用条件として、携帯事業者自らの回収代行機能以外の利用を認めないとするは適当か。回収代行機能の多様化を図る観点から、公式サイトの事業者が、携帯事業者以外の事業者の回収代行機能を利用可能とすることについてどのように考えるか。

## ■「②大容量コンテンツ配信機能」

■現在、KDDIは、着うたフル・動画等の大容量コンテンツの配信について、自社のMOSサーバの利用を義務付けている。これは、大容量コンテンツの流通によるネットワークへの負荷及び違法コンテンツの排除を目的としたものであるが、他事業者においては、そのような利用する配信サーバの限定は行っておらず、コンテンツ配信事業者は、Webサーバを通じて無料で大容量コンテンツの配信が可能な状況となっている。【資料47】

■MOSサーバは、現在、二種指定設備に該当していないが、大容量コンテンツを配信する際に当該サーバの利用が不可欠となっている状況にかんがみ、当該設備の利用の公平性・適正性を図る観点から講じるべき措置はあるか。

■また、大容量コンテンツ配信機能の多様化を図る観点から、例えば、携帯事業者の確認等を得て、他の事業者がMOSサーバ類似のサーバを設置し、これを通じた大容量コンテンツの配信が可能となるような仕組み等を整備することについてどのように考えるか。

## ■「③GPS位置情報の継続提供機能」

■GPSと連携して測位した位置情報は、ナビゲーションサービス等を行う上で必要不可欠であるが、携帯事業者からAPI(Application Programming Interface)を開示してもらいアプリケーションを開発した上で、携帯電話網を通じた位置情報の継続的な取得ができないと、サービスの提供ができないこととなる。

■携帯事業者は、現在、個人情報保護等の観点から、位置情報の継続提供機能は、基本的に公式サイトに登録した事業者のみに利用可能としている【資料48】が、以下の点等を踏まえ、公式サイト以外の事業者に対しても、個人情報保護上の措置を講じることを前提に、位置情報提供機能を提供することについてどのように考えるか。

1) 位置情報については、利用者の意思によりその提供の可否を選択できると考えられるが、プライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関連する事項であることから、通信の秘密に準じて強く保護することが適当とされ、外部提供できる場合も通信の秘密の場合に準ずることとされている。

2) このため、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」上、「位置情報」については、以下の点が規定されている。

A 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合等を除いては、「位置情報」を他人に提供しないものとする。

B 電気通信事業者が、「位置情報」を加入者又はその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

3) 他方、公式サイトの審査基準には、「ビジネスとしての総合的判断」や「広告掲載基準」など、個人情報保護とは関係のない基準も存在している。

## ■「④SMS接続機能」

■SMS(Short Message Service: 電話番号を用いたメール)は、国内では、同一の携帯事業者のユーザ内では送受信可能だが、異なる携帯事業者間では、送受信できない状況となっている。【資料49】

■この点、二種指定事業者からは、既に携帯事業者間で協議を開始しており、技術基準やサービス基準、設備改修コスト等の扱いについて検討・検証が必要との意見が示されているのに対し、二種指定事業者以外の事業者からは、早期の実現を求める意見や、昨年10月から協議を開始しているが、約5ヶ月間進展がない

## 1. 通信プラットフォーム機能のオープン化④

### <続き>「④SMS接続機能」

状況であるため、行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見が示されている。

- 事業者間で通信方式の差異や費用負担の在り方等の問題はありますが、**他の携帯事業者のユーザとの間でもSMSを可能とするため、SMS接続機能を利用可能とすることについてどのように考えるか。**

### 「⑤携帯電話のEメール転送機能」

- 利用者が携帯事業者を変更した場合、電話番号は引き継いでもメールアドレスを引き継ぐことはできないが、携帯事業者間で、例えば、一定期間メール転送を相互に実施することとすれば、利用者は、変更後の携帯電話端末でメールの受信が可能となる【資料50】。この点、郵便の場合は、引越後一定期間の転送サービスが実施されているところである。

- これに関し、事業者からは、以下のような意見が示されている。

- 1) 二種指定事業者からは、事業者間協議だけでは解決しにくい問題はないが、契約がないユーザの顧客情報管理や料金回収方法等の課題があるとの意見や、必要なスペックと設備改修等のコストとのバランスに配慮し、最も利用者利益に適う方法を慎重に判断することが必要との意見
- 2) 他方、二種指定事業者以外の事業者からは、SMS接続機能と同様に行政等が仲介役として目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見や、自社の解約者向けサービスとなるため、既に多くの契約者を有している事業者には導入インセンティブが働きにくく、事業者間協議では解決が難しい面があるとの意見

- 以上を踏まえ、**携帯電話のEメール転送機能を利用可能とすることについてどのように考えるか。**

## ②固定網の通信プラットフォーム機能

### ■プレゼンス情報提供機能とセッション制御機能のアンバンドル

■NTT東西のNGNには、サービスプラットフォームは存在せず、またNTT東西自ら構築する予定もないため、サービスプラットフォームは、他事業者がNGN上に構築することが想定かつ期待されているところである。

■しかし、現在のNGNで開示されているインターフェースやアンバンドルされている機能【資料51】は、他事業者がサービスプラットフォームを構築するために必要なものとはなっていないことから、事業者からは、ネットワークに与える影響の小さいものから順次開放を求める意見が示されている。具体的には、①プレゼンス情報提供機能、②セッション制御機能の2機能についてアンバンドルが求められているところである。【資料52】

■まず「①プレゼンス情報提供機能」については、SIPサーバが保有する法人ユーザ等のプレゼンス情報(ネットワークに接続しているか、帯域に空きがあるか等)を通信プラットフォーム事業者に提供する機能である。これは、通信プラットフォーム事業者の問い合わせに応じて、SIPサーバが把握している情報を返答する機能であり、NGNに直接影響を与えるものではないと考えられる一方、当該機能実現に伴うシステム改修等の費用負担が生じることを踏まえ、プレゼンス情報提供機能のアンバンドルについてどのように考えるか。

■また、「②セッション制御機能」については、通信プラットフォーム事業者とNGNのSIPサーバが連携してNGNの二地点間(コンテンツサーバと利用者等)の間にセッションを開くことを可能とする機能である。セッション制御機能のアンバンドルについて、以下の点等を踏まえ、どのように考えるか。

- 1) 当該機能の実現に伴うシステム改修等の費用負担が発生すること
- 2) SIPサーバに対して複数の指示が来た場合のセッション制御の方法や、NGN外からの指示で通信当事者に無確認でセッション制御することのセキュリティ又はプライバシー保護上の課題等について検討が必要であること
- 3) 他方、2)は、法人ユーザ等一定の使用法に限定すること等で解決可能と考えられ、アンバンドルが技術的に困難な課題とは考えられないこと
- 4) また、当該機能は、06年7月にNTTが公表したNGNの技術資料【資料53】において、その提供を前提に今後実現方式の検討を行うとされていた形態に類似していること

### ■GC接続類似機能のアンバンドル

■PSTNでは、GC接続が実現しているため、他事業者は、NTT東西の電話ユーザに対し、マイラインのような中継網によるサービス提供が可能である。このため、PSTNでは、アクセス回線での競争と中継網での競争の二段階の競争が存在していると捉えることができる。

■これに対し、NGNでは、NTT東西のFTTHユーザは、中継網としてNGN以外の他事業者網を選択できないため、他事業者は、中継網によるサービスを提供できない状況となっている。このため、NGNでは、アクセス回線と中継網が一体となった競争となっており、従来にも増してアクセス回線での競争が重要性を増している。

■この点、競争事業者からは、NGNでもGC接続類似機能のアンバンドルを求める意見が示されているが、以下のNTT東西の意見等を踏まえ、どう考えるか。

- 1) GC接続は、中継電話サービスの競争促進の観点から導入されたものであり、NGNに、PSTN時代に導入されたマイラインの導入は不要
- 2) 当該機能の実現には、収容ルータに振り分け機能を追加するための多大なコストが必要 等 【資料54】

## 2. 紛争処理機能の強化等

- 通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業は、自己・他人間の通信について、電気通信設備は用いているものの、電気通信回線設備は設置せずに行っている事業と考えられる。このため、電気通信事業法上は、電気通信事業に該当するものの、同法の適用除外の位置付けとされ、これらの事業を営む者は、電気通信事業者(登録・届出は不要)に該当しないとされる。
- 現在、これらの事業を営む者には、例外的に、検閲の禁止・通信の秘密の規定が課されるほか、ドミナント事業者(禁止行為等適用事業者)による業務への不当な規律・干渉の禁止規定で保護される対象となっているが、通信プラットフォーム事業・コンテンツ配信事業の重要性が高まる中で、紛争処理機能をはじめとした電気通信事業法上の扱いが問題となっている。【資料55】

### ■紛争処理機能の強化

- 現在、紛争処理委員会は、電気通信事業法に基づき、原則、紛争当事者が電気通信事業者である場合の紛争事案のあっせん・仲裁を行うこととされている。このため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者等と電気通信事業者との間で接続等に関する紛争事案が生じて、同委員会の紛争処理の対象とはならない。【資料56】
- この点、IP化の進展等に伴い、通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、今後これらの市場との関係でも接続等に関する紛争事案が増加すると考えられること、また当該紛争事案を紛争処理委員会の紛争処理の対象とすることを求める意見が示されていること等を踏まえると、**通信プラットフォーム事業者等と電気通信事業者との間の紛争事案を紛争処理委員会の紛争処理の対象とすることが適当と考えられるが、どうか。**
- 紛争処理委員会の紛争処理の対象を拡大する場合は、拡大基準の明確化等が必要との意見が示されていることを踏まえ、**紛争処理の対象として、①どのような当事者間の紛争事案を扱うか、②どのような内容の紛争事案を扱うか、について整理が必要と考えられるが、どうか。**
- この点、①については、**1)「通信プラットフォーム事業者等と電気通信事業者間の紛争事案」に加えて、2)「通信プラットフォーム事業者等間の紛争事案」も扱うか否かが問題となるが、**現在は、通信プラットフォーム事業者等による電気通信事業者のネットワーク利用に係る紛争が問題として提起されていること等にかんがみると、**1)を対象とすることが適当と考えられるが、どうか。**
- また、②については、現在、紛争処理委員会は、接続又は卸電気通信役務の提供など、電気通信事業法の規律対象となっている行為に係る紛争事案を対象としているため、紛争当事者を拡大する場合も、**対象とする紛争事案は、電気通信事業法の規律との関係を踏まえて整理することが必要と考えられるが、どうか。**
- 紛争処理の対象を拡大する場合、紛争処理手続の利用促進のための実効性確保を図ることも必要であるが、どのような方法が考えられるか。

### ■その他電気通信事業法上の課題

- 今後、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場の拡大が見込まれる中で、**通信プラットフォーム事業者等について、電気通信事業者でないことに起因する不利益を回避する観点から、その他電気通信事業法に関して検討すべき課題はあるか。**
- この点、通信プラットフォーム事業者等にも、電気通信事業法上の接続ルールが適用できるようにすべき等の意見が示されているが、接続ルールを含めて電気通信事業者と同様の規定を適用することについては、新たな権利が付与される面がある一方、新たな規制が課される面もある。このため、**通信プラットフォーム事業者等に対し、電気通信事業者と同様の規律を課すことについては、規律対象とする必要性やそのメリット・デメリット等を含め慎重に判断することが必要と考えられるが、どうか。**

## **IV.固定通信と移動通信の融合時代等における 接続ルールの在り方**

# 1. 接続料算定上の課題①

## ①非指定事業者の接続料水準(逆ざや問題)

■ 指定事業者の接続料は、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金の設定が義務付けられている。他方、接続事業者側は、当該均一料金とは無関係に任意に接続料が設定可能であるため、接続料で利益を稼ぐことを目的として、不当に高額な接続料を設定【資料57】する懸念がNTT東西から示されているところである。

### ■「不当に高額な接続料」が設定された場合の対抗措置と判断基準

■ 接続料に関する規制は、そもそも指定事業者は接続協議において圧倒的又は相対的に優位な立場に立ち得ることから、事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造にあることを踏まえ、設けられたものである。通常、接続事業者が接続料設定権を濫用して不当に高額な接続料を設定した場合、非指定事業者同士であれば、相対交渉を通じた市場原理による調整が期待可能である。しかし、指定事業者と非指定事業者の間では、前者の接続料設定権は制約される一方、後者の接続料設定権には制約がないため、非指定事業者が接続料設定権を濫用した場合は、相対交渉を通じた市場原理による調整が期待しがたく、接続料規制が創設された背景と同様の「事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造」が形成されている。これが本件の背景と考えられる【資料58】。

■ この点、指定事業者は、接続料水準は規制されていても、利用者料金水準は必ずしも規制されていないため、**不当に高額な接続料を設定する事業者には、その事業者向けの利用者料金をその分高額に設定することにより対抗可能と考えることもできる。**しかし、この考え方については、事業者からは、**以下のような意見が示されていることを踏まえ、どのように考えるか。**

- ①番号ポータビリティ導入以降番号による着信事業者の識別ができない状況を踏まえ、ユーザ利便性の観点から着信先によらない統一的なユーザ料金を設定
- ②接続料に見合ったユーザ料金を設定することは、他事業者の透明性に欠ける接続料を容認する一方、利用者にツケを回すことにつながり、電気通信事業の発展から大きな問題

■ 上記について、**利用者料金での対抗が適当でない場合**、「不当に高額な接続料」を設定する点に着目した対抗措置の検討が必要とされることになる。事業者からの意見等を踏まえると、**①接続拒否、②相互に接続料を支払わない等の暫定措置、③業務改善命令・紛争処理による解決、④指定事業者に指定などが考えられる【資料58】が、適当と考えられるものがあるか。**この点、例えば、「不当に高額な接続料」の判断に際しては、非指定事業者に対し算定根拠等の提出を求めその検証を行うことが必要となるが、①・②の場合は、その検証を指定事業者自らが行うこととなることの適否、また①については、接続拒否がこれまでサービスの提供を受けてきた利用者に与える影響等を踏まえ、どう考えるか。

■ また、上記①～③の措置を取る場合には、**「不当に高額な接続料」に該当するか否かの判断基準**が問題となる。この点、事業者からの意見を踏まえると、**①コストベース、②ケースバイケースなどが考えられる【資料58】が、適当と考えられるものがあるか。そもそも非指定事業者が、指定事業者に対し請求することが適切な水準についてどのように考えるか。**

■ なお、本件は、一部の指定対象外の携帯事業者が設定する接続料水準【資料59】を巡って提起・議論されてきた面があるが、今回、二種指定事業者に係る公正な接続料算定ルールが確立されれば、当該事業者も、自主的な情報開示等を積極的に実施する考えを示しているため、**今後の状況を注視した上での段階的な対応も考慮して今回の検討を行うことも必要と考えられるが、どうか。**

# 1. 接続料算定上の課題②

## ②ビル&キープ方式

■ビル&キープ方式(以下「B&K方式」という。)とは、利用者料金については、通信の発側の事業者が着側の事業者のネットワークを含めてエンドエンド料金を設定し、接続料については、互いに支払わないという形態である。【資料60】

### ■導入の趣旨・目的と課題

■指定事業者の接続料算定方法として、B&K方式を導入することの適否は、その導入趣旨・目的を整理した上で判断することが必要である。この点、**B&K方式導入の趣旨・目的としては、以下の3案が考えられるが、どうか**。他の案は考えられるか。

【考え方A】互いの接続料支払額(ネットワークコスト)が同水準である場合に、接続料精算コストを削減する観点から導入する。

【考え方B】通信量が均衡している場合に、接続料精算コストの削減に加えて、他網の接続料水準(ネットワークコスト)に左右されない利用者料金設定、事業者のコスト削減インセンティブ(コスト削減のメリットが削減事業者に帰属)の向上を図る観点から導入する。この場合、コストに適正利潤を加えた事業者間均一接続料が指定事業者に義務付けられていることとの関係では、更に以下の2案に分けられる。

(1)通信量が均衡していれば、互いの接続料支払額(ネットワークコスト)も同水準であると推測する【考え方B(1)】

(2)通信量が均衡していれば、互いの接続料支払額(ネットワークコスト)は同水準であるべきと考える【考え方B(2)】 【資料61】

■上記案は、**B&K方式を導入する場合の課題である以下の点**を考慮して判断することが必要であるが、各課題に照らし、**どの案が適切と考えるか**。**現時点で直ちにB&K方式の導入が必要と考えるか**。また、**合意する事業者との間ではB&K方式の導入を認めることは、事業者間の利用の公平性確保の観点から問題はないか**。

①B&K方式では、互いの網に流出入する通信量が均衡している場合に適用し、通信量の均衡が崩れた場合にはエンドエンド方式に移行するという運用が考えられるが、この通信量の均衡・不均衡を含めて、**B&K方式の適用基準についてどのように考えるか**。

②B&K方式では、**自網発通信の利用者料金収入だけで、自網発だけでなく自網着の通信も含めてコスト回収できるようにすることが必要となるが**、このようなコスト回収の方法**についてどのように考えるか**。

③B&K方式において、利用者料金はエンドエンド料金を設定する一方、接続料を互いに支払わないとすること等は、**指定事業者の接続料をコストに適正利潤を加えた事業者間均一料金としている接続制度との関係が問題となるが、この点についてどのように考えるか**。 【資料60】

■この点、**課題①については**、考え方Aでは、接続料支払額(ネットワークコスト)が同水準であることが適用基準となるが、考え方Bでは、通信量の均衡が適用基準となる。**通信量の均衡を適用基準とすることについて、以下の点を踏まえ、どのように考えるか**。

1)通信量が均衡している場合に接続料を支払わないことは、大規模事業者であり規模の経済の効用を受けられる指定事業者には有利と考えられる一方、指定事業者が非効率的なネットワーク構築をしている場合は、効率的にネットワークを構築している接続事業者にとって有利に働くことも考えられること

2)接続事業者からは、B&K方式は、通信量の均衡だけでなく、互いに負担する接続料が同等である場合に適用しうる一つの方式であり、通信量のみに着目して検討すべきではないとの意見や、通信量の均衡という基準自体が、新規参入事業者や小規模事業者には不利となり不適切との意見が示されていること

3)考え方Bでは、課題②が生じるため、事業者からはコスト回収方法の変更について慎重な検討を求める意見が示されていること

■他方、**課題③については、考え方Bでも(1)(2)に基づく関係規定の整備等を行えば、特段問題はないか**。**あとは、コスト構造の透明性担保に留意すればよいか**。



## 2. 今後の接続ルールの在り方等

### ■ 検討の視点と検討課題

■ 現行のドミナント規制は、①「市場の画定」(⇒競争環境を評価する範囲の画定)、②「市場支配力(市場支配的事業者)の認定」(⇒画定した市場における競争環境の評価)、③市場支配的事業者に対して課される「規制内容」という3つの観点から、その規制体系を捉えることができる。

■ 具体的には、

- 「①市場画定」については、通信レイヤーを対象として、固定通信市場と移動通信市場の二市場をア・プリオりに画定
- 「②市場支配力の認定」については、固定通信市場ではアクセス回線シェア50%超、移動通信市場では端末シェア25%超(+収益シェア等)を基準としており、いずれもエンドユーザ(契約数)との関係が密接な電気通信設備のシェアに着目し、単独の事業者を単位として認定
- 「③規制内容」については、接続関連規制をベースに、行為規制やサービス関連規制を構築 **【資料62】**

■ 近年のIP化・ブロードバンド化の進展等により、市場構造・ネットワーク構造が急速に変化している状況を踏まえ、**今後のドミナント規制・接続ルールの在り方を検討する際には、どのような視点に基づき行うことが適当か。例えば、以下のような視点に基づくことが考えられるが、どうか。**

- A: 水平的市場統合の進展 (⇒【コア網】固定網・移動網ともにIP化が進展(NTTグループは、2010年に固定・移動のフルIPネットワーク基盤を構築する計画)。【アクセス網】固定網はFTTH化、移動網は2010年以降順次、3.9G(FTTH並み)の開始が予定**【資料63】**。固定網・移動網の通信速度の差異は希薄化)
- B: 垂直的市場統合の進展 (⇒通信プラットフォーム事業やコンテンツ配信事業等が活発化する中で、通信レイヤーから上位レイヤーまで垂直統合的に事業展開している事業者もあり、上位レイヤー市場を含めた公正競争環境の整備を求める意見が示されている)
- C: 共同的・一体的市場支配力行使の可能性 (⇒子会社等を通じた規制回避的な事業展開を懸念する意見等が示されている)

■ **上記視点に基づき、現行の規制体系を構成する上記①～③の在り方を見直す場合、どのような点が検討課題として考えられるか。【資料64】**

■ **「①市場画定」については、例えば、以下のような検討課題が考えられるが、どうか。他にどのようなものが考えられるか。**

- 現行の固定通信市場と移動通信市場の二分法の妥当性
- 固定通信と移動通信の融合型サービス(FMCサービス)に対応した市場画定の必要性 **【資料65】**
- 通信レイヤー以外のレイヤー(電気通信事業に該当する通信プラットフォーム市場等)を市場画定の対象とすることの必要性
- 現行の市場画定方法と比較して、競争評価の仕組みと連動させたEU類似の市場画定手法**【資料66】**を導入することの妥当性 等

■ **「②市場支配力の認定」については、例えば、以下のような検討課題が考えられるが、どうか。他にどのようなものが考えられるか。**

- 市場支配力認定の在り方と密接に関連する規制根拠の考え方
- 現行の市場支配力の認定方法の妥当性(エンドユーザ(契約数)との関係が密接な電気通信設備のシェアにのみ着目することの妥当性)
- 密接に関連する固定通信事業者と移動通信事業者がFMCサービスを行う場合における共同的・一体的市場支配力の行使
- 通信レイヤー(又は上位レイヤー)の市場支配的事業者が有する市場支配力の上位レイヤー(又は通信レイヤー)へのレバレッジ
- 通信レイヤーの市場支配的事業者及びこれと密接に関連する上位レイヤー事業者による共同的・一体的市場支配力の行使 等

■ **「③規制内容」については、例えば、以下のような検討課題が考えられるが、どうか。他にどのようなものが考えられるか。**

- 接続関連規制をベースとして、行為規制・サービス関連規制が構築される現行の規制体系の妥当性
- 接続関連規制、行為規制、サービス関連規制の内容の妥当性 等